

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料に関する事項

当院は、「入院基本料の施設基準」のうち次の事項に適合しています。

- ・療養病棟入院基本料 特別入院基本料 (25 対 1 看護配置) 1 日平均入院患者数 135 名

当院では 1 日平均入院患者数 135 名に対し、1 日に 17 名以上の看護職員が勤務しています。尚、時間帯別配置は、下記の通りです。

1 人あたりの受け持ち患者数	看護職員	看護補助者
9:00~17:00	13 名以内	
17:00~翌9:00	45 名以内	45 名以内

3. 入院診療計画書、医療安全管理体制、院内感染防止対策、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める医療安全管理体制、院内感染防止対策、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4. 入院時食事療養費・入院時生活療養費について

当院では、入院時食事療養 (I)・入院時生活療養 (I) の算定を行っており、管理栄養士により管理された食事を適時 (朝食: 午前 8 時、昼食: 午後 0 時、夕食: 午後 6 時) 適温で提供しております。(2026.3~)

5. 施設基準届出事項

【基本診療料】

- ・療養病棟入院基本料 特別入院基本料
- ・医療 DX 推進体制整備加算

【特掲診療料】

- ・CT 撮影及びMRI 撮影 (コンピューター断層撮影)
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料 (II) 初期加算・急性期リハビリテーション加算
- ・運動器リハビリテーション料 (I) 初期加算・急性期リハビリテーション加算

【その他】

- ・酸素の購入価格に関する届出

6. 明細書の発行について

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療で、医療費の自己負担がない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されていますので、その点ご理解頂き、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

7. 特別療養環境の提供

「特別の療養環境に係る料金 (室料差額)」徴収室が 18 室ございます。

室料 (金額) については次の通りです。

- | | | |
|-----------------|---------------------|--|
| ・個室 18 室 (18 床) | 1 日につき 3,300 円 (税込) | A210. A211. A212. A213. A215. A216. B210. B211. B212. B213. B215. B216 |
| | | C310. C311. C312. C313. C315. C316 号室 |

※室料差額 1 日とは 0:00 から 24:00 を指します。例えば、20:00 に入院、翌日 10:00 に退院した場合は 2 日分のご利用として計算します。

8. 後発医薬品 (ジェネリック医薬品)

後発医薬品 (ジェネリック医薬品) を積極的に採用しています。また、医薬品の供給不足等が発生した場合に、医薬品の処方等の変更に関して、適切な対応ができる体制を有しています。なお状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどありましたら当院職員までご相談ください。

9. 保険医療機関の従業者以外の者による看護 (付添看護) について

当院においては、患者様の負担による付添看護は、ご遠慮頂いております。